

# 平成21年度決算に基づく 財政健全化判断比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、地方公共団体は、毎年度の決算に基づき4つの健全化判断比率（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）および公営企業ごとの資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表することが義務づけられました。

この法律は、各比率を早期健全化基準（イエローカード）と財政再生基準（レッドカード）の2段階でチェックし、地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、財政状況の早期改善を促すことが目的です。

健全化判断比率のどれか一つでも早期健全化基準を上回った場合、自主的な改善努力による財政健全化が求められ、財政健全化計画の策定と外部監査の実施が義務づけられます。

財政再生基準を上回った場合は、国などの関与による確実な再生が図られます。財政再生計画の策定と外部監査の実施が義務づけられるほか、国の許可がないと地方債の発行ができなくなるなどの制限が課せられます。

また資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合は、基準を超えた公営企業ごとに経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力による経営健全化が求められ、外部監査の実施が義務づけられます。

策定された各計画は、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表することになります。

日置市の平成21年度決算に基づく各比率は、下表のとおりとなり、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準以下にあり、財政状況は健全な状態にあるといえますが、財政状況が厳しいことには変わりはなく、今後も、より一層の健全な財政運営に努める必要があります。

## 《健全化判断比率》

(単位：%)

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
日置市の比率	—	—	14.4	72.3
早期健全化基準	12.81	17.81	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	—

### 実質赤字比率

一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率が高いほど深刻な状況となります。  
日置市は一般会計などにおける実質収支は黒字であり、実質赤字比率はありません。

### 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し指標化することで、日置市全体の財政運営の深刻度を示します。  
日置市はすべての会計において実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率はありません。

### 実質公債費比率

その年度の公債費（借入金の返済額）および、これに準ずる額の大きさを指標化したもので、資金繰りの危険度を示します。  
比率が高いほど公債費の負担が大きく、財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと赤字団体に転落する危険性が高まります。

### 将来負担比率

一般会計の借入金などの将来支払っていく可能性のある負担額の割合を指標化したもので、比率が高いほど、市の財政規模に比べて将来負担が大きくなり、将来の財政を圧迫する可能性が高まります。

### 資金不足比率

公営企業の資金不足（赤字）を公営企業の事業規模である料金収入と比較した指標で、経営状況の深刻度を示すものです。  
比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなり、公営企業として経営に問題があることとなります。  
日置市はすべての公営企業において、資金不足はありません。

## 《資金不足比率》

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	資金不足はない。	20%
農業集落排水事業特別会計		
国民宿舎事業特別会計		
国民保養センター及び老人 休養ホーム事業特別会計		
温泉給湯事業特別会計		
公衆浴場事業特別会計		
国民健康保険病院事業会計		
水道事業会計		